2021年9月27日（月）
令和3年度第2回図書館実務研修会

# 図書館資料デジタル化・公開に伴う権利処理

国立国会図書館 関西館
電子図書館課 著作権処理係
光島　有里

# 0.はじめに

## デジタル化事業の流れ

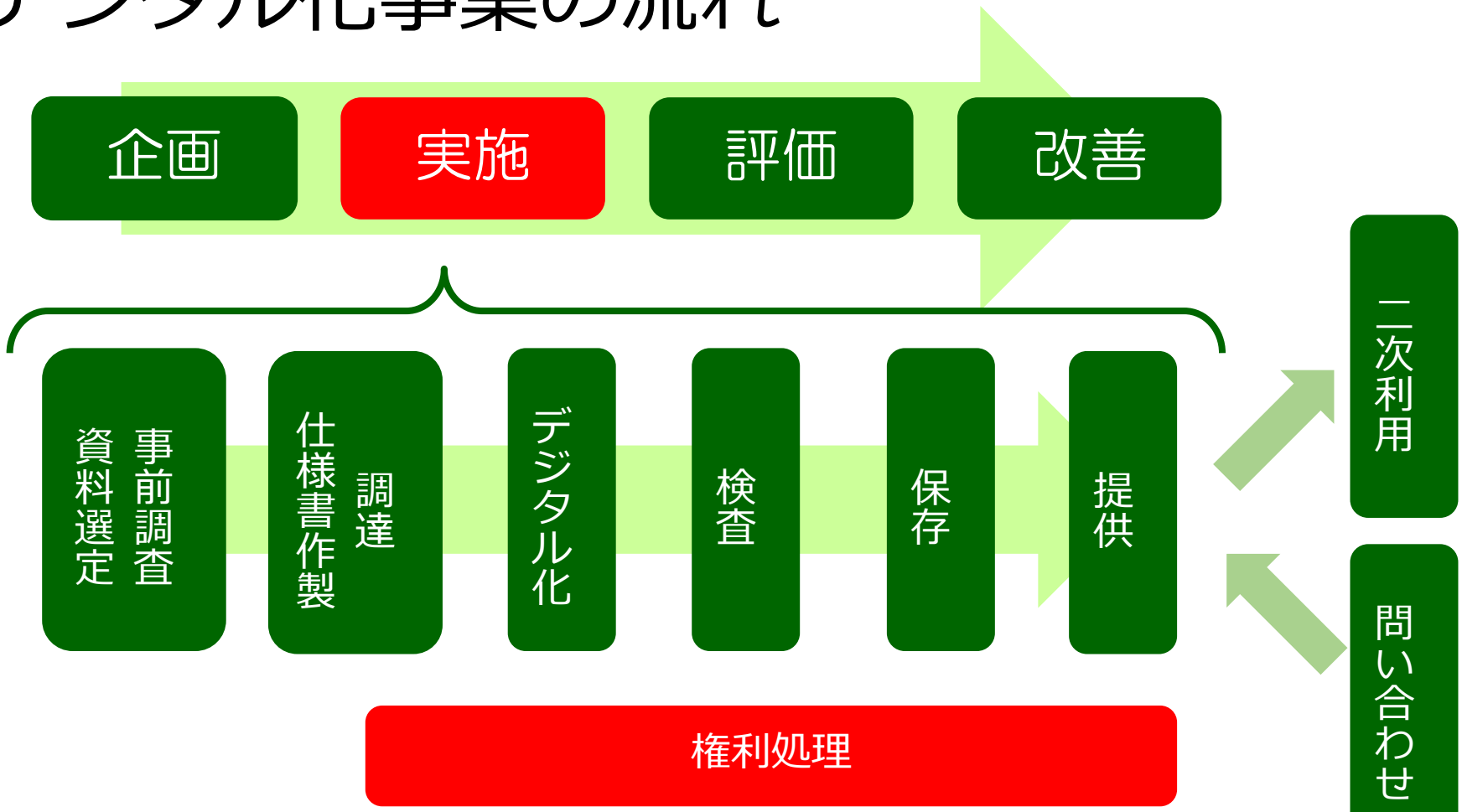

# 構成

1. 著作権に関する基礎知識
2. デジタル化資料と著作権
3. 国立国会図書館における権利処理
4. 著作権以外の問題
5. デジタル化資料の二次利用
6. 参考情報

# 1. 著作権に関する基礎知識

# 1. 著作権に関する基礎知識

## 著作物

思想又は感情を創作的に表現したものであって、
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

（法第2条第1項第1号）

# 1. 著作権に関する基礎知識

## 著作物の例示

一　小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
二　音楽の著作物
三　舞踊又は無言劇の著作物
四　絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
五　建築の著作物
六　地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
七　映画の著作物
八　写真の著作物
九　プログラムの著作物

（法第10条第1項）

# 1. 著作権に関する基礎知識

- 二次的著作物

著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化、その他翻案することにより創作した著作物
（法第2条第1項第11号）

- 編集著作物

編集物で、その素材の選択又は配列によって創作性を有するもの（法第12条第1項）

- データベースの著作物

データベースで、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの
（法第12条の2第1項）

# 1. 著作権に関する基礎知識

## 著作物ではない

- 単なるデータや事実、ありふれた表現
- 模写物や復刻版、デジタル化資料の撮影画像等、創作的でないもの

# 1. 著作権に関する基礎知識

## 権利の目的とならない著作物

- 憲法その他の法令
- 告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

（法第13条）

# 1. 著作権に関する基礎知識

## 著作者の権利

### ➢ 著作者人格権

公表権／氏名表示権／同一性保持権
→　一身専属　だが著作者の死後も侵害となるべき行為をしてはならない。（法第60条）

### ➢ 著作権（著作財産権）

複製権／上映権／公衆送信権／…等
→譲渡や相続が可能。保護期間後に消滅する。

# 1. 著作権に関する基礎知識

## 著作権の保護期間（法第51条）

- 著作物の創作の時に始まる。
- 原則としては著作者の死後（共同著作物の場合は、最終に死亡した著作者の死後）70年を経過するまでの間、存続する。

※2018年12月30日に著作権法改正が施行され、保護期間は死後50年から70年に延長された。
但し、施行前（2018年12月29日まで）に、保護期間を満了した著作物については、遡って保護期間は延長されない。

# 1. 著作権に関する基礎知識

## 保護期間の計算方法（法第57条）

終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

例）
藤田嗣治（1968年1月29日没）
1969年1月1日から70年後の2038年12月31日まで存続。
→2039年1月1日からパブリックドメイン

木村重治（1967年7月18日没）
1968年1月1日から50年後の2017年12月31日まで存続。
→2018年1月1日からパブリックドメイン

# 1. 著作権に関する基礎知識

## 保護期間の例外①

- 無名又は変名の著作物（法第52条）
  ：公表後70年
  ※周知の変名の場合、著作者の死後70年
- 団体名義の著作物（法第53条）
  ：公表後70年
  ※創作後70年以内に公表されなかった
  場合は、創作後70年

※2018年12月29日までに保護期間満了済のものを除く

## 保護期間の例外②

- 戦時加算（連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律　第4条）

  例）
  アメリカ、イギリス、フランス：＋3794日
  最長はギリシャ：＋4180日

- 写真の著作物（旧著作権法第23条）

  1956年以前に公表された写真は著作権消滅

# 1. 著作権に関する基礎知識

## 著作権の保護期間

| 著作物の種類 | 公表名義 | 旧法<br>1899年制定 | 1970年法制定後<br>（1971.1.1施行） | 1997.3.25<br>改正施行後 | 2004.1.1<br>改正施行後 | 2018.12.30<br>改正施行後 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 映画・写真以外 | 実名<br>（生前公表） | 死後38年間 | 死後50年間 | | | 死後70年間 |
| | 実名<br>（死後公表） | 公表後38年間 | 死後50年間 | | | 死後70年間 |
| | 無名・変名 | 公表後38年間 | 公表後50年間 | | | 公表後70年間 |
| | 団体 | 公表後33年間 | 公表後50年間 | | | 公表後70年間 |
| 写真 | - | 発行又は創作後13年間 | 公表後50年間 | 死後50年間 | | 死後70年間 |
| 映画（独創性のあるもの） | 実名<br>（生前公表） | 死後38年間 | 公表後50年間 | | 公表後70年間 | |
| | 実名<br>（死後公表） | 公表後38年間 | 公表後50年間 | | 公表後70年間 | |
| | 無名・変名 | 公表後38年間 | 公表後50年間 | | 公表後70年間 | |
| | 団体 | 公表後33年間 | 公表後50年間 | | 公表後70年間 | |
| 映画（独創性のないもの） | - | 発行又は創作後13年間 | 公表後50年間 | | 公表後70年間 | |

（参考）著作物等の保護期間の延長に関するQ&A（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_chosakuken/1411890.html

# 2. デジタル化資料と著作権

# 2.デジタル化資料と著作権

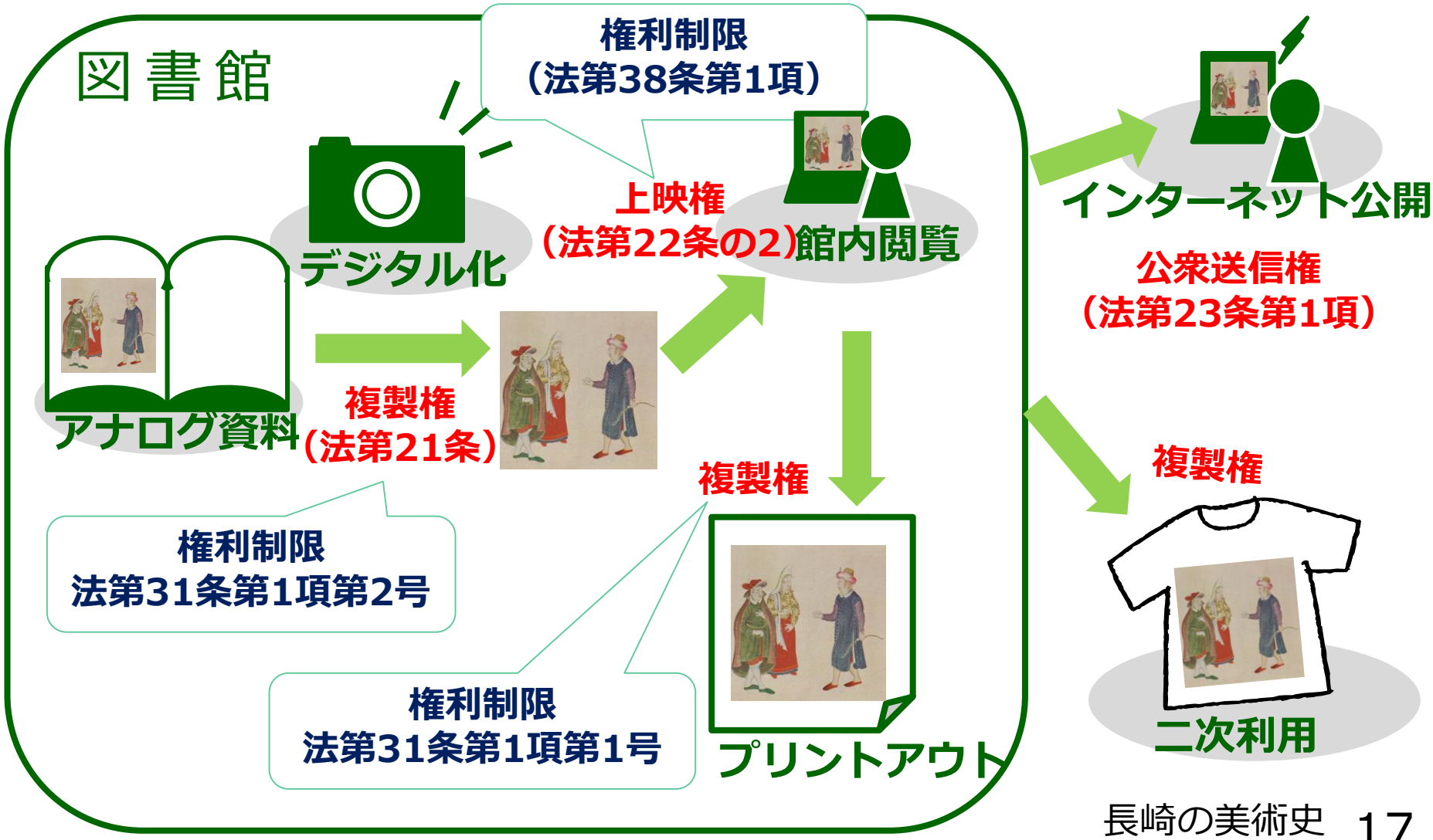


長崎の美術史
https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1191418/31

# 2.デジタル化資料と著作権

## 著作権の制限

権利制限規定内であれば、権利処理をせずに利用が可能

- 私的使用のための複製（法第30条）
- 図書館等における複製等（法第31条）
- 引用（法第32条）
- 営利を目的としない上演等（法第38条）
- 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（法第47条第5項）

など

# 2.デジタル化資料と著作権

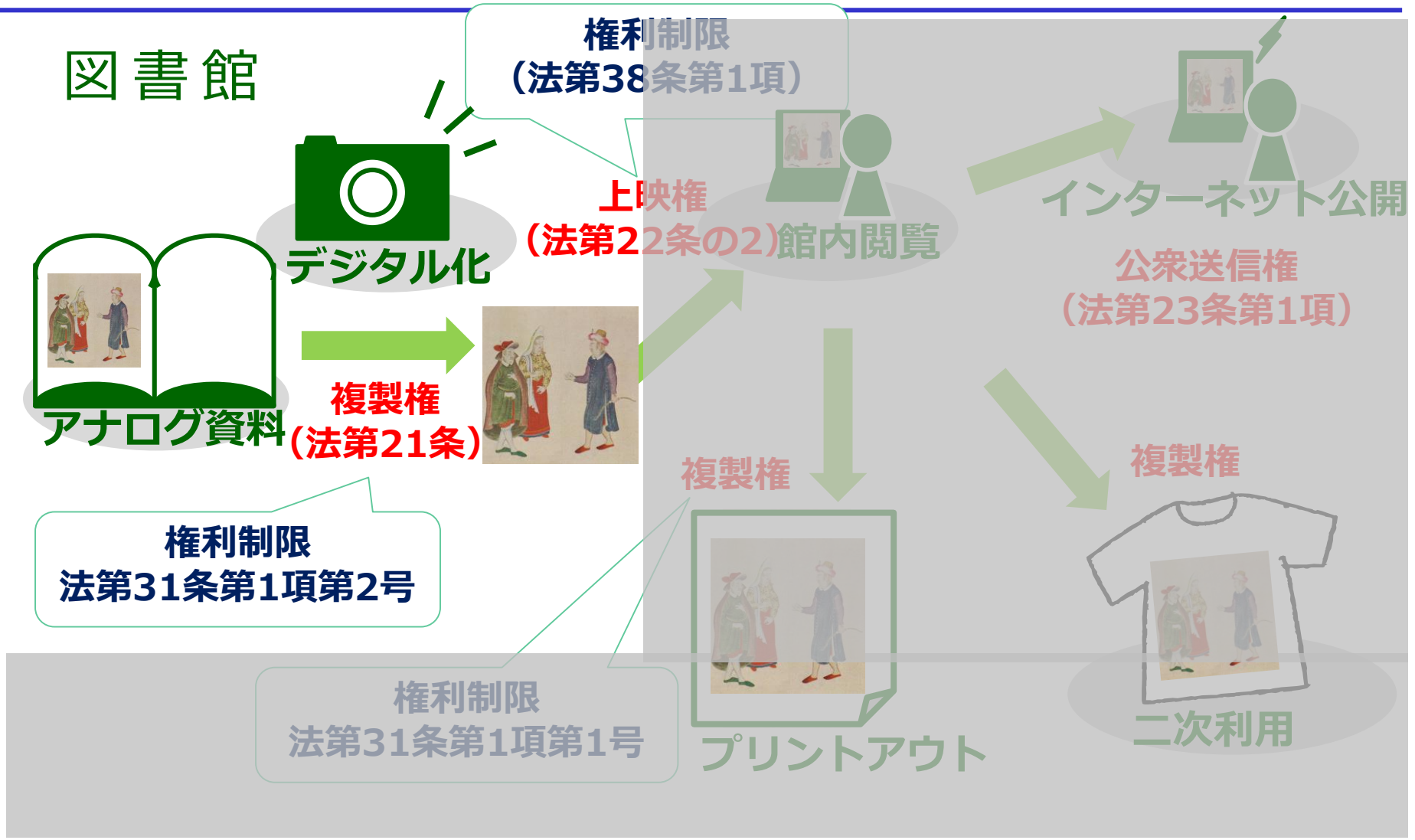

# 2.デジタル化資料と著作権

## 著作権と権利制限＜デジタル化＞

著作権：複製権（法第21条）

権利制限（法第31条第1項第2号）
図書館資料の保存のため必要がある場合、
著作物を複製することができる。

※絶版等の理由で入手困難な貴重な所蔵資料を、損傷が始まる前の良好な状態で複製することが可能
『文化審議会著作権分科会報告書』（平成29年4月）p.122
文化審議会著作権分科会> 報告・答申等
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hokoku.html

# 2.デジタル化資料と著作権

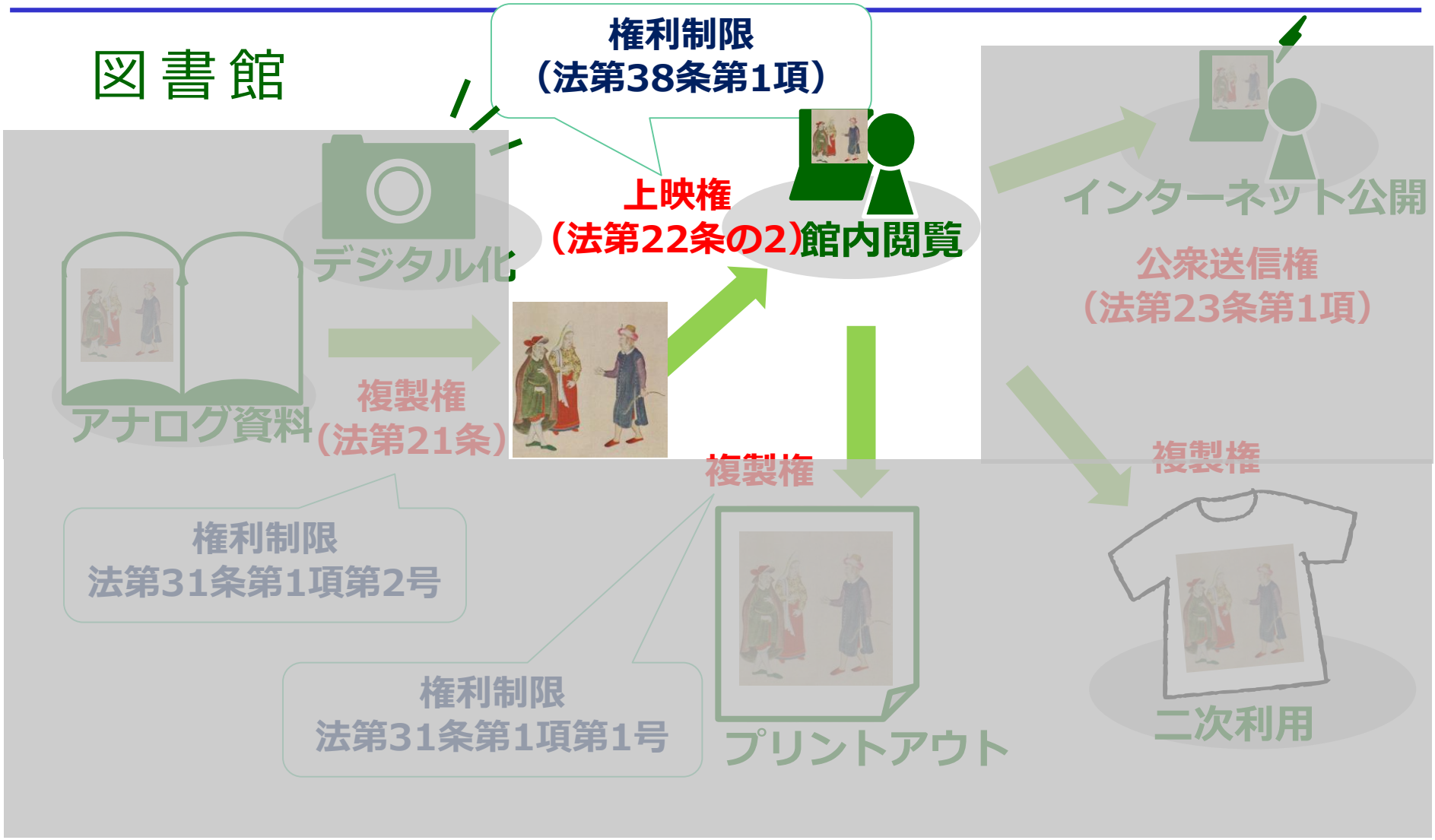

# 2.デジタル化資料と著作権

## 著作権と権利制限＜館内閲覧＞

著作権：上映権（法第22条の2）
※パソコンのディスプレイ等に映し出すことも上映
※同一の構内での送信は公衆送信に該当しない
（法第2条第1項第7号の2）

権利制限（法第38条第1項）
公表された著作物は、営利を目的とせず、料金を受けない場合には、公に上映することができる。

# 2.デジタル化資料と著作権

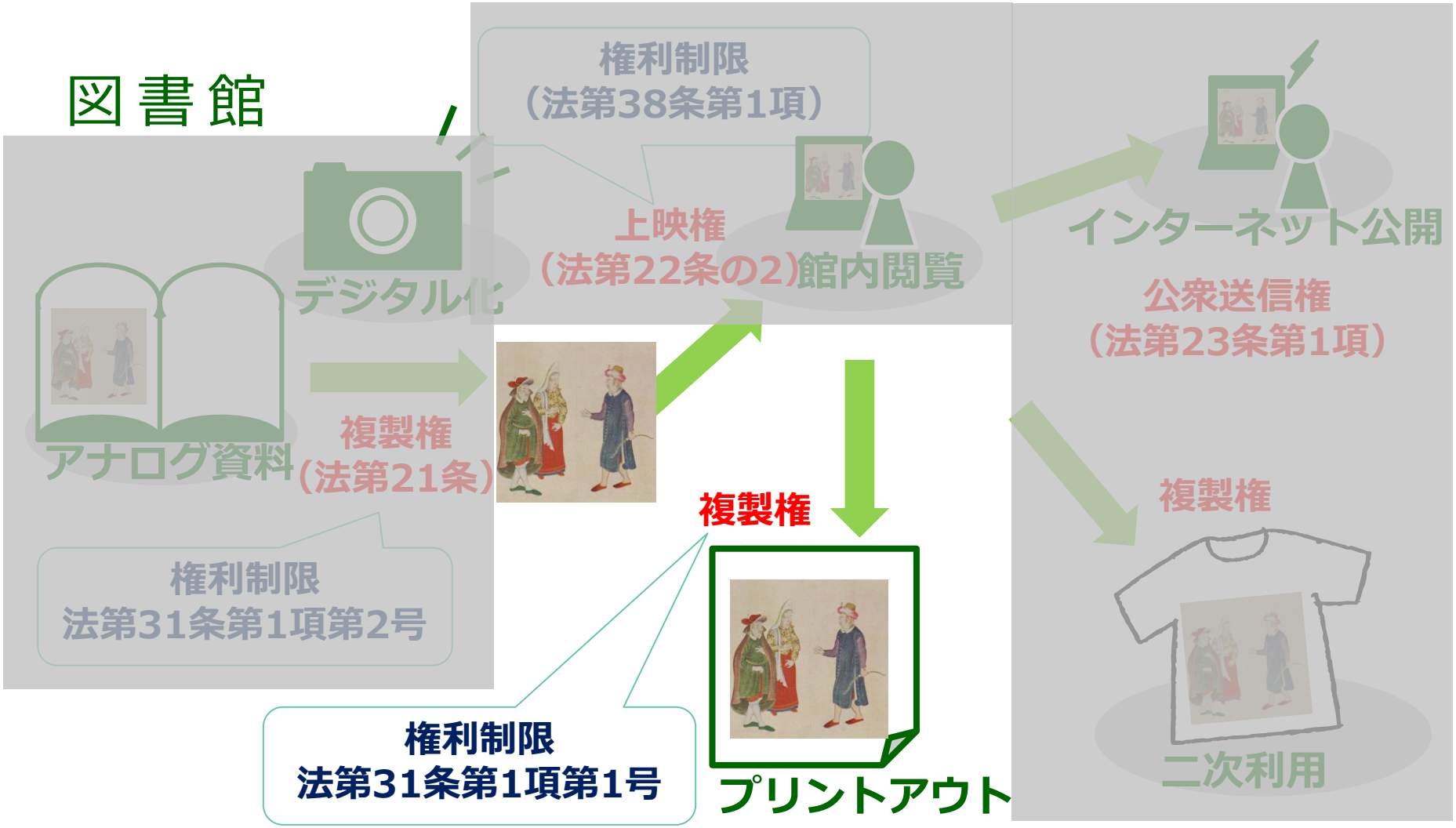

# 2.デジタル化資料と著作権

## 著作権と権利制限
## ＜館内でのプリントアウト＞

著作権：複製権（法第21条）

権利制限（法第31条第1項第1号）
図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供することができる。

# 2.デジタル化資料と著作権

## 著作権と権利制限
## ＜二次利用＞

著作権：複製権（法第21条）
権利制限：なし

⇒　権利処理が必要

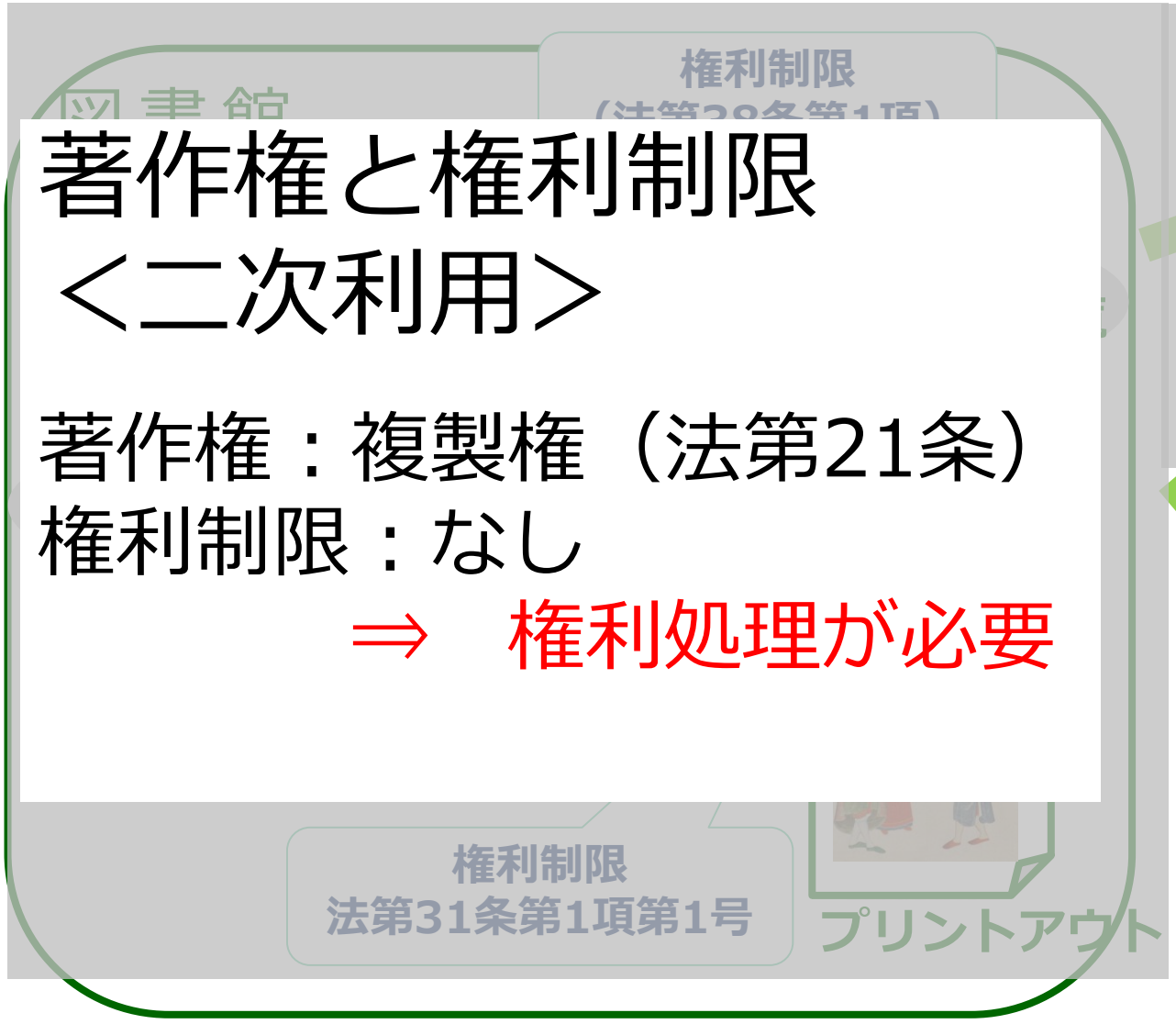

# 2.デジタル化資料と著作権

## 著作権と権利制限
## ＜インターネット公開＞

著作権：公衆送信権
（法第23条第1項）
権利制限：なし
⇒　権利処理が必要

公衆送信権
（法第23条第1項）

# 2.デジタル化資料と著作権

「著作権法の一部を改正する法律」

令和3年6月2日公布(令和3年法律第52号)

図書館関係の権利制限規定が拡充される。

文化庁HP

令和3年通常国会 著作権法改正について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/

# 2.デジタル化資料と著作権

## 著作権と権利制限
## ＜データ送信＞

著作権法改正の施行後は、図書館等が利用者の調査研究の用に供するため、著作物の一部分をメールなどで送信可能となる。（補償金の支払いが求められる）

# 2.デジタル化資料と著作権

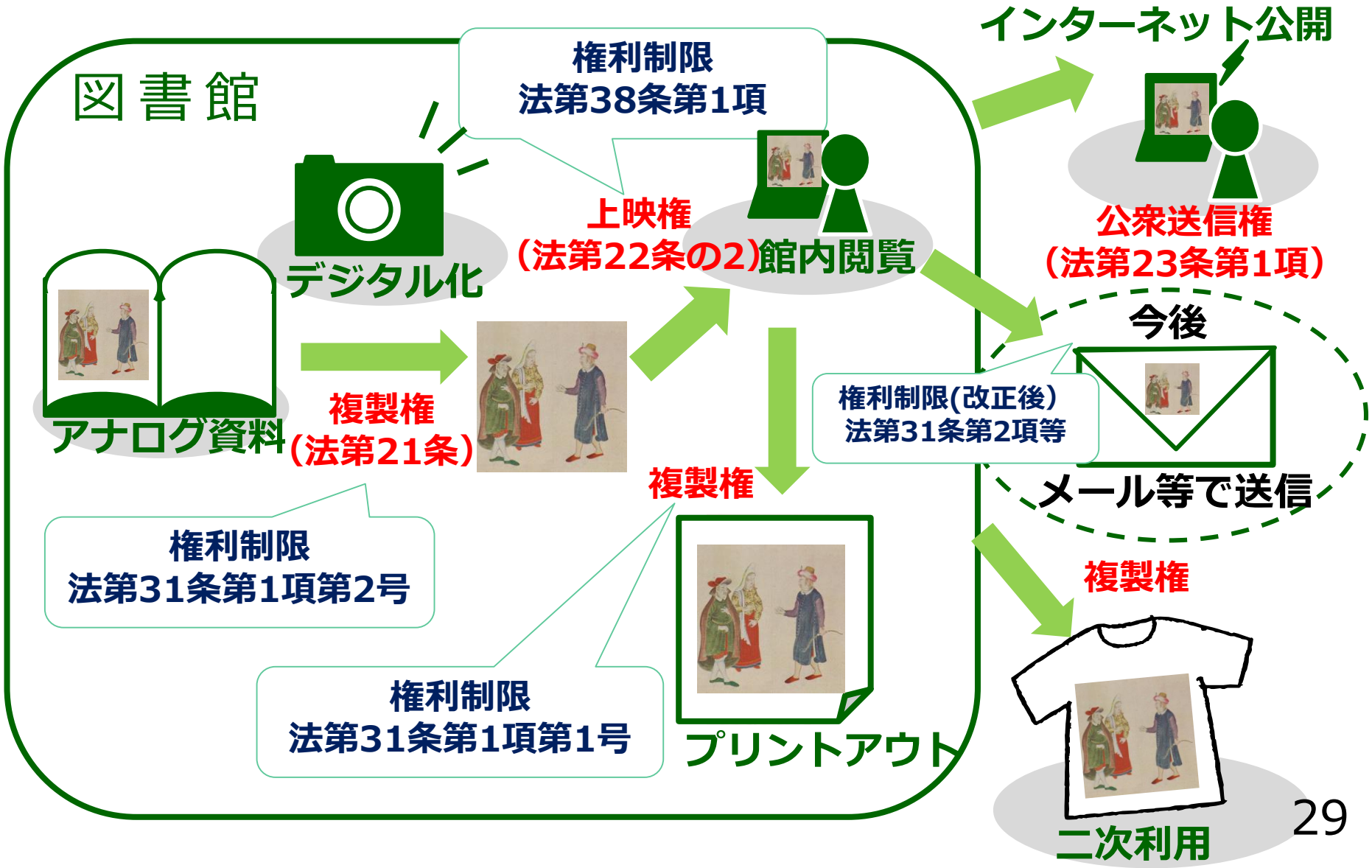

# 3. 国立国会図書館における権利処理

# 3.国立国会図書館における権利処理

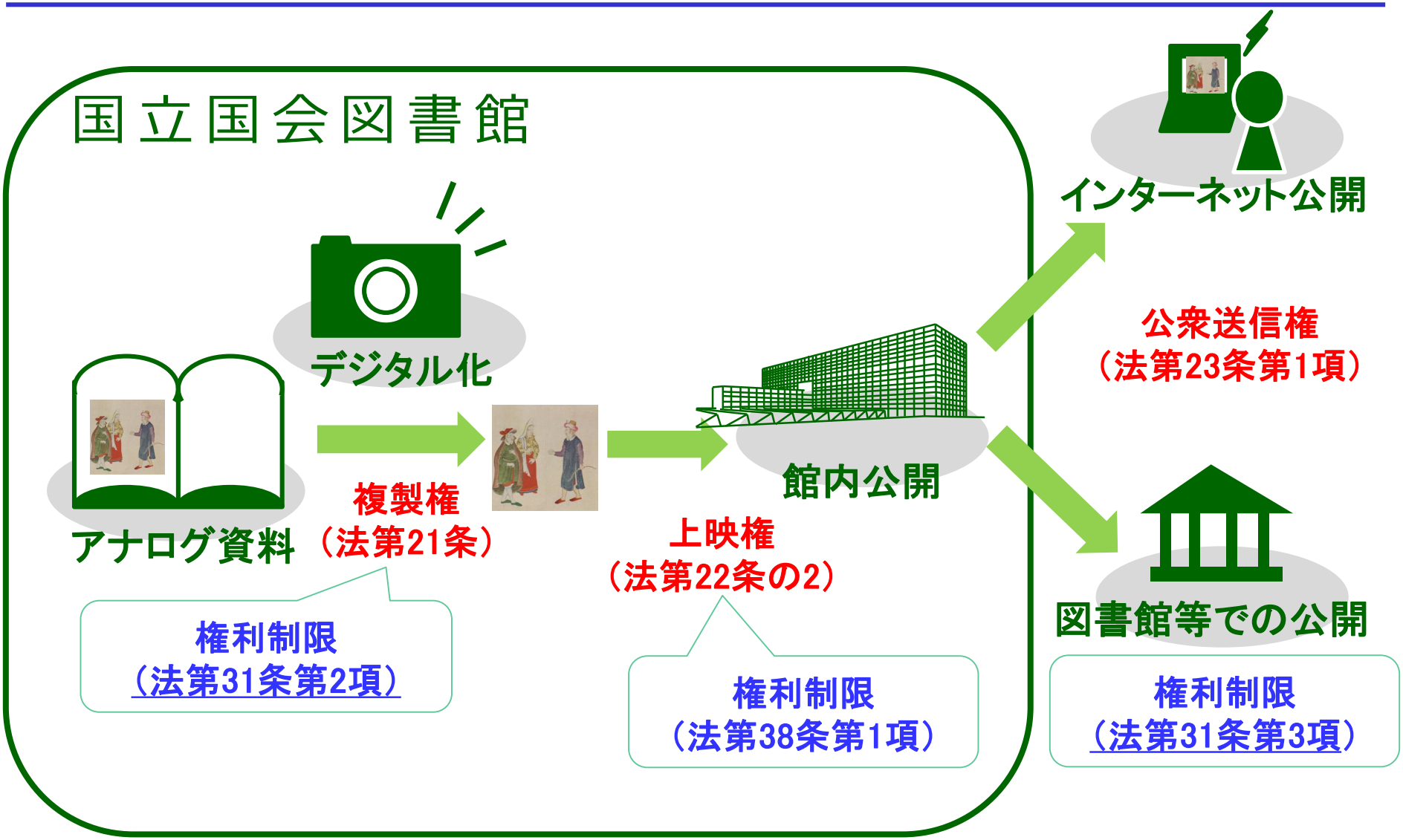

# 3.国立国会図書館における権利処理

## 国立国会図書館に認められている行為

- **所蔵資料の滅失・汚損をさけるための複製**
  （法第31条第2項）
  所蔵資料を納本直後であってもデジタル化できる

- **絶版等資料の自動公衆送信**（法第31条第3項）
  他の図書館等に所蔵資料をインターネット送信できる

「図書館向けデジタル化資料送信サービス」

・絶版等で入手困難な資料に限定
・送信する資料やサービスの運用は関係団体と協議して決定
・他機関がデジタル化した絶版等資料も送信可

# 3.国立国会図書館における権利処理

## 国立国会図書館に今後認められる行為

- **絶版等資料の個人への送信**（法第31条第4項等新設）

  絶版等で一般に入手困難な資料に限定し、
  事前登録した利用者に対して、直接送信可能となる。

  公布後１年以内に政令で定める日から施行。

  - 3か月以内に復刻等の予定がある資料を除く
  - 送信する資料やサービスの運用は関係団体と協議して決定
  - 利用者は自分で利用するために必要な限度での複製や、
    非営利・無料等の要件の下での公の伝達が可能

# 3.国立国会図書館における権利処理

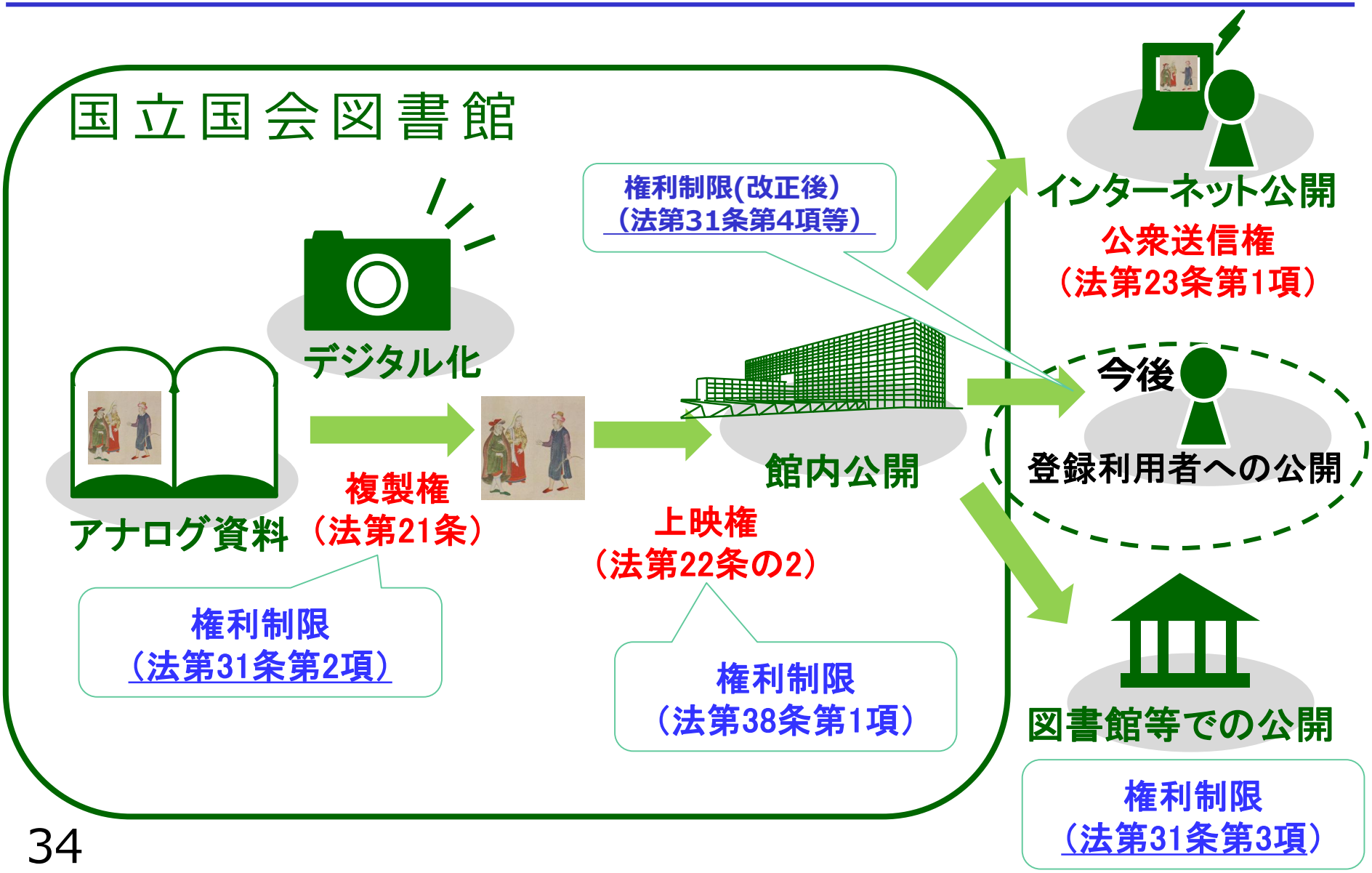

# 3.国立国会図書館における権利処理

## 著作権をクリアする条件

- 保護期間満了
- 著作権者から許諾を得た（法第63条）
- 文化庁長官裁定を受けた（法第67条第1項）
- 著作権の譲渡を受けた
- 権利制限に該当する（引用など）
- 著作物ではない（データなど）
- 著作物だが、著作権がない（法令など）

# 3.国立国会図書館における権利処理

## 権利処理の手順

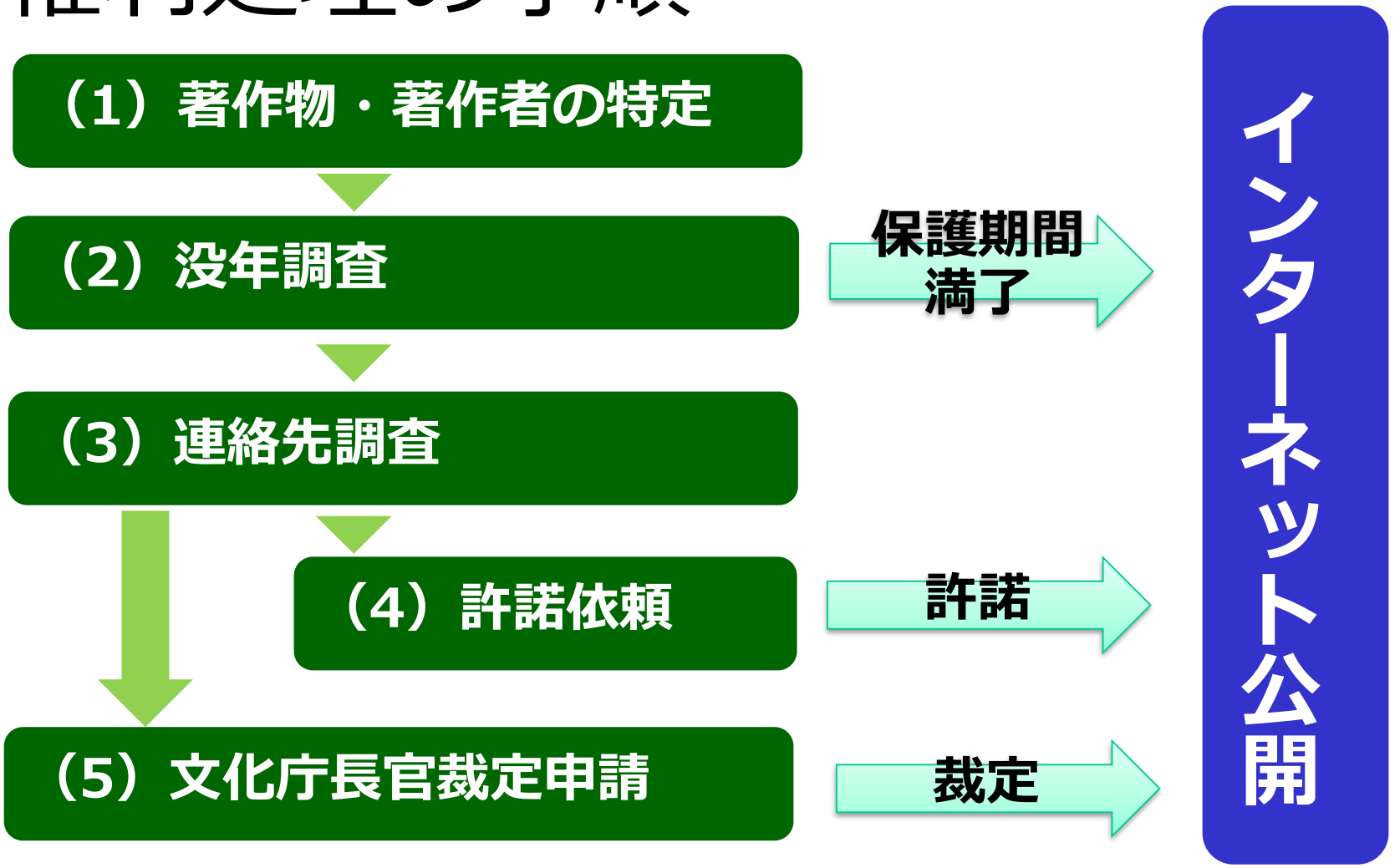

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （1）著作物・著作者の特定

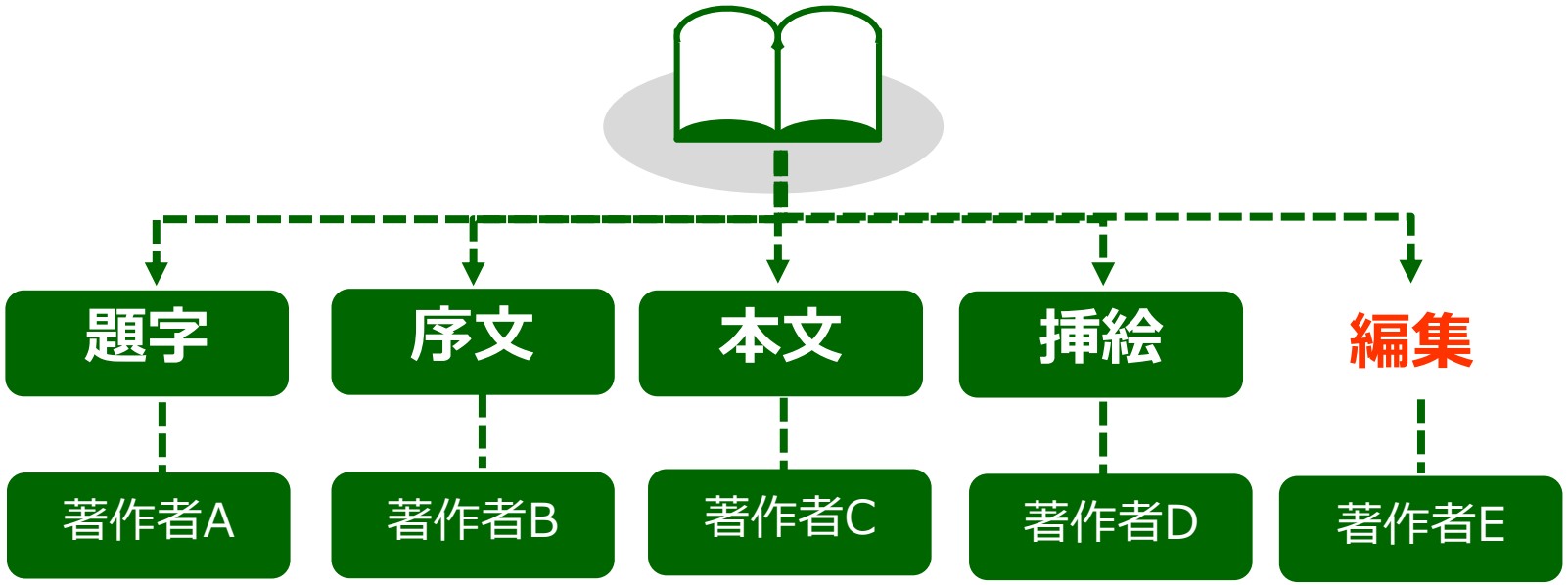

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （1）著作物・著作者の特定

- **著作物の「洗い出し」**

  資料を1ページずつ目視で確認

  著作者の表示がある箇所‥

  表紙、標題紙、奥付、目次、序文、跋文、本文中の挿絵

- **著作者は誰か？**

  個人？団体？

  実名？変名？無名？

  国籍は？

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （1）著作物・著作者の特定

例：猿蟹合戦（弘文社　1886）

https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1168252

譯：ダビッドタムソン

画：鮮斎永濯

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （1）著作物・著作者の特定

芭蕉翁生誕三百年祭全国俳句大会記念句集 https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1128503

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （1）著作物・著作者の特定

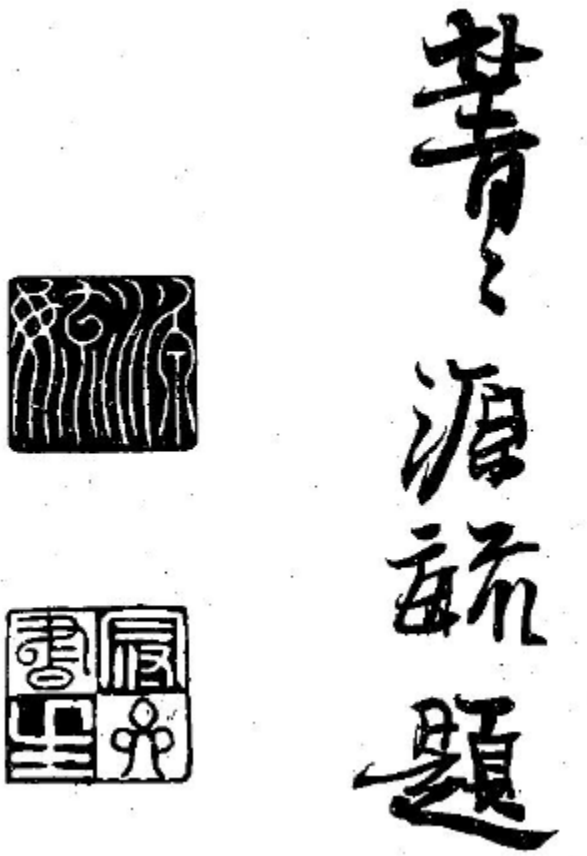

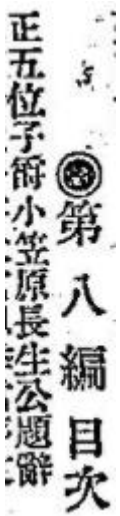


日本歌学全書. 続　第1編
https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/993379/261

← 小笠原長生
(1867-1958)

日本歌学全書. 第８編　https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/993408/5

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （2）没年調査　主なツール

- Web NDL Authorities https://id.ndl.go.jp/auth/ndla
（国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス）

### Thompson, David, 1835-1915

| | |
|---|---|
| **ID** | 00850337 |
| **典拠種別**<br>skos:inScheme | 個人名 |
| **標目**<br>xl:prefLabel | Thompson, David, 1835-1915 |
| **別名**（を見よ参照）<br>xl:altLabel | タムソン, タビッド; タムソン, ダビッド |
| **生年**<br>rda:dateOfBirth | 1835 |
| **没年**<br>rda:dateOfDeath | 1915 |
| **関連リンク/出典**<br>skos:exactMatch | NDL\|00850337 (VIAF) |
| **出典**<br>dct:source | カチカチ山<br>来日西洋人名事典 |

### 小林, 永濯, 1843-1890

| | |
|---|---|
| **ID** | 00160032 |
| **典拠種別**<br>skos:inScheme | 個人名 |
| **標目**<br>xl:prefLabel | 小林, 永濯, 1843-1890 |
| **標目のカナ読み**<br>ndl:transcription@ja-Kana | コバヤシ, エイタク, 1843-1890 |
| **標目のローマ字読み**<br>ndl:transcription@ja-Latn | Kobayashi, Eitaku, 1843-1890 |
| **別名**（を見よ参照）<br>xl:altLabel | エイタク<br>永濯; 小林, 直徳（本名）; 小林, 秀次郎（通称）; センサイ エイタク<br>鮮斎永濯（号）; 霞堂（号）; |
| **生年**<br>rda:dateOfBirth | 1843 |
| **没年**<br>rda:dateOfDeath | 1890 |
| **関連リンク/出典**<br>skos:exactMatch | NDL\|00160032 (VIAF) |
| **出典**<br>dct:source | 義烈回天百首<br>大人名事典 |

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （２）没年調査　主なツール

- 新聞データベース

・聞蔵IIビジュアル（朝日新聞記事データベース）
・ヨミダス歴史館（読売新聞記事データベース）
・毎索（毎日新聞記事データベース）
・日経テレコン21（日本経済新聞記事データベース）
・中日新聞・東京新聞記事データベース
・産経新聞データベース

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （２）没年調査　主なツール

- 人物事典
- VIAF　https://viaf.org/

バーチャル国際典拠ファイル
（Virtual International Authority File）
各国の国立図書館等の典拠ファイルをまとめて検索できる。

＜参考＞
「著者の没年を調べる」（リサーチ・ナビ）
https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-100009.php

※正確な没年は不明でも、保護期間満了と判断できる場合も。
（例）1967年出版の本に「故○○さんの思い出」等

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （２）没年調査

著作者の同定（同姓同名の著者等）

- 肩書、出身地、著作の分野等の情報
- 刊行年と生没年の整合性がとれているか
  刊行時点では生まれていない…等

※判別・同定のための情報
奥付、表紙、本文の始まりの頁、序文、跋文

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （３）連絡先調査

（参照）文化庁「裁定の手引き」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/92929201_01.pdf

- **ア**　広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること
- **イ**　著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること
- **ウ**　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （３）連絡先調査

- ア（ア）名簿等の閲覧

  『人事興信録』、『日本紳士録』、新聞の訃報記事等

- ア（イ）ウェブサイトでの検索

  Yahoo! Japan、Google等

- ア（ウ）裁定実績データベースでの検索

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/saitei_data_base.html

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （３）連絡先調査

- イ （ア）著作権等管理事業者などへの照会

著作権等管理事業者（文化庁への登録制）
著作権者の代わりに著作権の管理（使用許諾、使用料徴収等）を行う団体

著作権等管理事業者検索（文化庁）
https://pf.bunka.go.jp/chosaku/ejigyou/script/ipkenselect.asp

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （３）連絡先調査

国立国会図書館では、著作権等管理事業者のデータベースを検索し、管理委託か否か確認を行っている。

（例）

- 一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）
  ※管理委託の楽曲を検索
  ⇒http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/
- 公益社団法人日本文藝家協会　※委託者一覧
  ⇒http://www.bungeika.or.jp/wlistframe.html
- 公益社団法人日本複製権センター（JRRC）
  ※管理著作物の検索
  ⇒https://system.jrrc.or.jp/bibliography/search/

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （３）連絡先調査

- イ（イ）法人等への照会

・当該著作物等の分野に係る著作者等が加盟する著作者団体
・当該著作物等の分野に係る研究者等を構成員とする学会
・当該著作者が所属していた組織
・当該著作者の著作物を出版した法人

- （イ（ウ）文化庁長官への照会）

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （３）連絡先調査

- ウ　公衆に対し広く権利者情報の提供を求める
  日刊新聞紙 又は 著作権情報センターウェブサイトに掲載

著作者情報公開調査
https://openinq.dl.ndl.go.jp/search

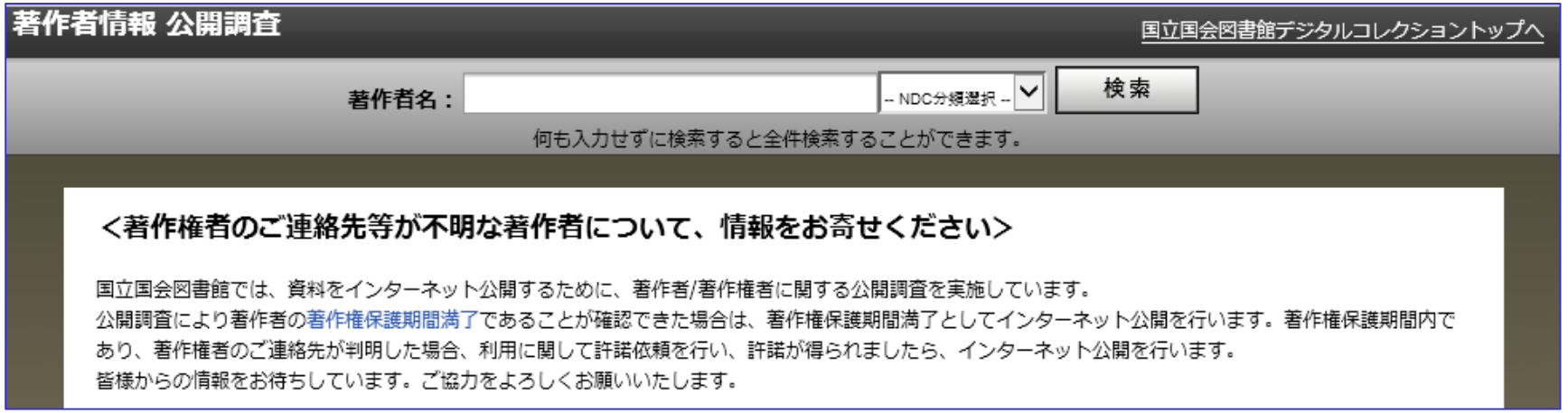

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （４）許諾依頼

著作権者に郵送で許諾依頼状を送付

**許諾依頼文書の書式例**

①依頼状

許諾依頼年月日
許諾依頼者名
利用方法の説明など
回答期限
問合せ対応の連絡先

＋

②（別紙）回答書

回答（許諾／非許諾を選択）欄
許諾者の署名・連絡先欄
利用方法・条件
利用したい著作物の情報

返信

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （４）許諾依頼

何の許諾を依頼するか＝どんなサービスを行いたいか
（将来的なサービス内容も視野に入れる）

・デジタル化
・インターネット公開
・図書館内で全ページ印刷可能とする
・外部からの転載希望（二次利用）に対応
・しかも無償で‥

※但し、条件が増えると許諾のハードルも上がる

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （５）文化庁長官裁定申請

公表等された著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

（法第67条第1項）

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （５）文化庁長官裁定申請

文化庁「裁定の手引き」（再掲）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/92929201_01.pdf

裁定手続きの流れ

**文化庁著作権課への事前相談**

▼

**連絡先調査「相当な努力」**

▼

**文化庁へ申請（申請手数料 6,900円/回 納付）**

▼

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （５）文化庁長官裁定申請

### 裁定手続きの流れ（続き）

**裁定結果・補償金額に関する通知**

▼

**法務局への供託金支払・著作物利用開始**

▼

**文化庁へ供託支払完了の連絡**

▼

**官報告示**

※申請中利用制度（裁定決定前に利用可）もあり

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （５）文化庁長官裁定申請

### 補償金事前供託の免除（2019年1月～）

国・地方公共団体等は
権利者が現れた場合に、直接支払うことが可能に
（法第67条第2項、法第67条の2第2項）

国・地方公共団体の他に次の機関も免除対象
・独立行政法人
・国立大学法人及び大学共同利用機関法人
・地方独立行政法人
・日本放送協会

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （５）文化庁長官裁定申請

### 国立国会図書館の過去の裁定申請（補償金の供託免除前）

| | | グループ１（通称「明治期1」） | グループ2（通称「明治期2」） | グループ3（通称「大正期」） |
|---|---|---|---|---|
| 裁定有効期間 | | 2005/4/18-2010/4/17（5年） | 2006/1/23-2011/1/22（5年） | 2012/5/1-2017/4/30（5年） |
| | 著作物 | 539件 | 72,044件 | 59,661件 |
| | 補償金額 | 23,489円 | 3,671,779円 | 4,760,861円 |
| 再裁定有効期間 | | 2010/4/18-2015/4/17（5年） | 2011/1/23-2016/1/22（5年） | 2017/5/1- |
| | 著作物 | 309件 | 67,194件 | 44,394件 |
| | 補償金額 | 16,088円 | 4,364,328円 | 2,477,412円（2年間） |
| 再々裁定有効期間 | | 2015/4/18-2024/4/17（9年） | 2016/1/23- | |
| | 著作物 | 60件 | 43,814件 | |
| | 補償金額 | 10,083円 | 2,890,371円（2年間）<br>1,194,534円（再供託1年間） | |

# 3.国立国会図書館における権利処理

## （５）文化庁長官裁定申請

国立国会図書館の過去の裁定申請（補償金の供託免除後）

| | | 2019年申請1 | 2019年申請2 | 2020年申請 |
|---|---|---|---|---|
| 裁定有効期間 | | 2019/1/23- | 2019/5/1- | 2020/3/25- |
| | 著作物 | 34,812件 | 43,554件 | 164件 |
| | 補償金額 | 1,288,044円/年 | 1,524,390円/年 | 6,396円/年 |
| | 備考 | グループ2（通称「明治期2」）の再々々裁定 | グループ１（通称「明治期1」）の一部の再々々裁定及びグループ3（通称「大正期」）の再々裁定 | |

# 3.国立国会図書館における権利処理

## 権利処理の手順（再掲）

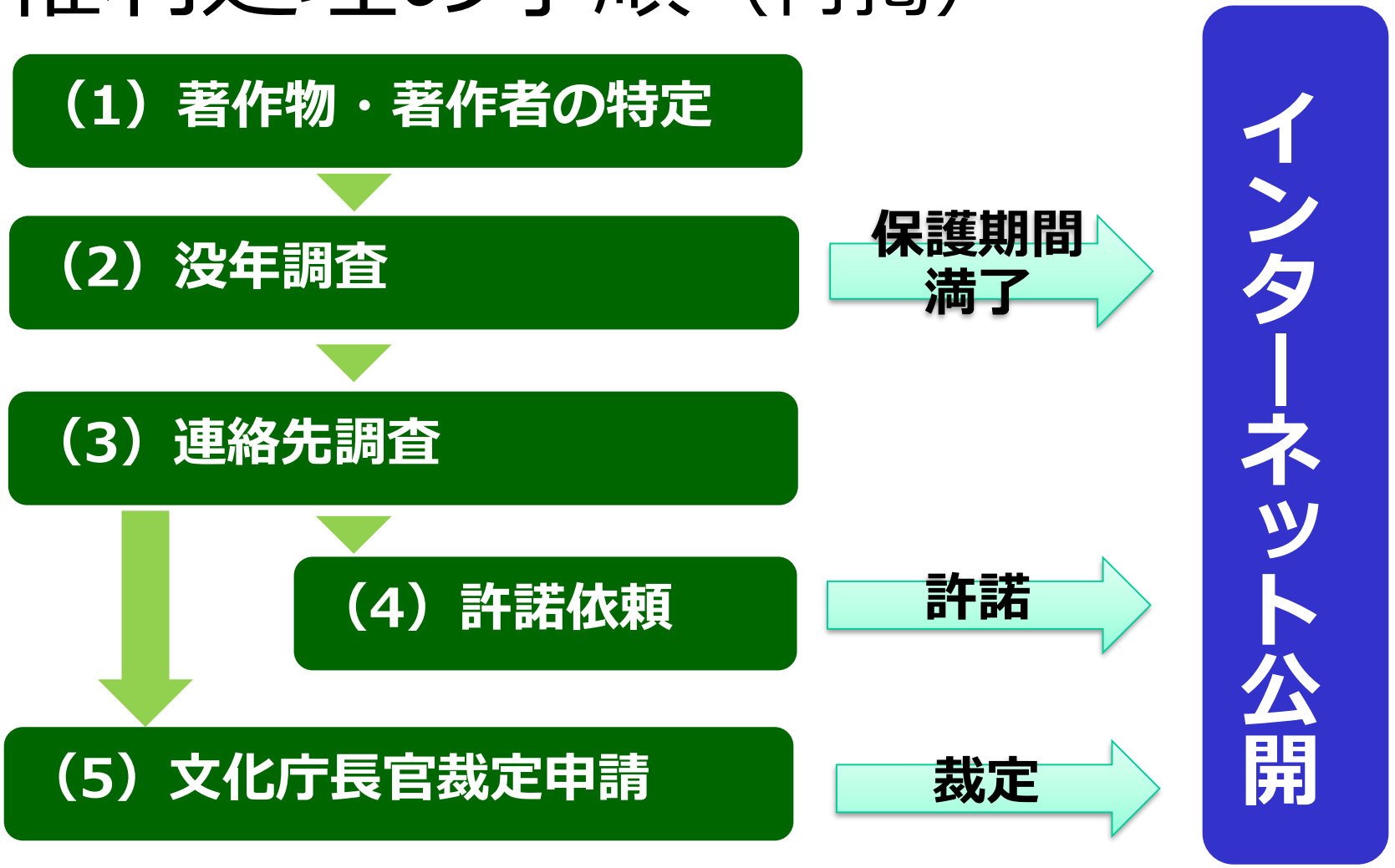

# 4. 著作権以外の問題

# 4. 著作権以外の問題

- 当事者同士の契約は著作権法の規定に優先

- 法の規定がすべてではない
  利害関係者の意向を理解し、
  社会的慣行に沿った運営が求められることも

# 4. 著作権以外の問題

参議院文教科学委員会の附帯決議
著作権法改正時の附帯決議（平成24年6月20日）

国立国会図書館による図書館資料の
自動公衆送信等に係る規定の運用に当たっては、
**出版市場、とりわけ今後の発展が期待されている**
**電子書籍市場等に不当な影響を与えないよう留意**すること。

資料デジタル化に関する協議
https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/consult.html
著作権者・出版者団体、大学、図書館など関係団体や機関と、デジタル化した資料の利用提供方法などについて継続的に協議。

# 4. 著作権以外の問題

## 所蔵者・寄託者への配慮

所有権（民法206条～）
有体物を直接支配し、独占的（排他的）に使用、収益、処分することができる権利
判例
「美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではない」
「顔真卿自書建中告身帖事件」（最高裁判例昭和59.1.20）
裁判例検索　https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52181

実際には許諾を得てからデジタル化・インターネット公開を行うことが多いのでは。

# 4. 著作権以外の問題

## 名簿類の個人情報

基本は、各図書館の個別判断

国立国会図書館の場合
以下の条件の名簿原本は閲覧許可制

- 市販されていない
- 自宅住所の記載がある
- 発行後おおむね50年を経過していない

⇒デジタル化の対象外としている

# 4. 著作権以外の問題

## 差別表現が含まれる資料

基本は、各図書館の個別判断

**国立国会図書館デジタルコレクションでの表示**

ご利用にあたって

「デジタル化資料は、発行当時の資料をそのままの形でデジタル化しています。現代においては適切ではないと思われる表現を含む資料がある可能性もありますが、その資料が成立した時代を表す歴史的資料として、ご理解・ご留意の上でご利用ください。」
https://dl.ndl.go.jp/ja/intro.html#idx2

**国立国会図書館での利用制限措置**

著作者、発行者あるいは利害関係者からの申し出により、厳格な手続きのもとで例外的に利用制限措置を採ることがある

# 4. 著作権以外の問題

## 写真等の肖像権

- 肖像権とは？
  みだりに写真に写されたりしない権利
  写された自分の肖像を勝手に使用されない権利

- 「肖像権法」はなく、判例上認められた権利

デジタルアーカイブ学会「肖像権ガイドライン」
http://digitalarchivejapan.org/wp-content/uploads/2021/04/Shozokenguideline-20210419.pdf

# 5. デジタル化資料の二次利用

# 5. デジタル化資料の二次利用

- デジタル化をした人・機関に著作権は発生する？

- 利用されうる形態
  出版、放映、ウェブ掲載、商品のデザイン…

長崎六景. 第1-6
https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8311586/16

# 5.デジタル化資料の二次利用

国立国会図書館デジタルコレクションで
インターネット公開しているデジタル化資料（図書）
の根拠の内訳（資料単位）

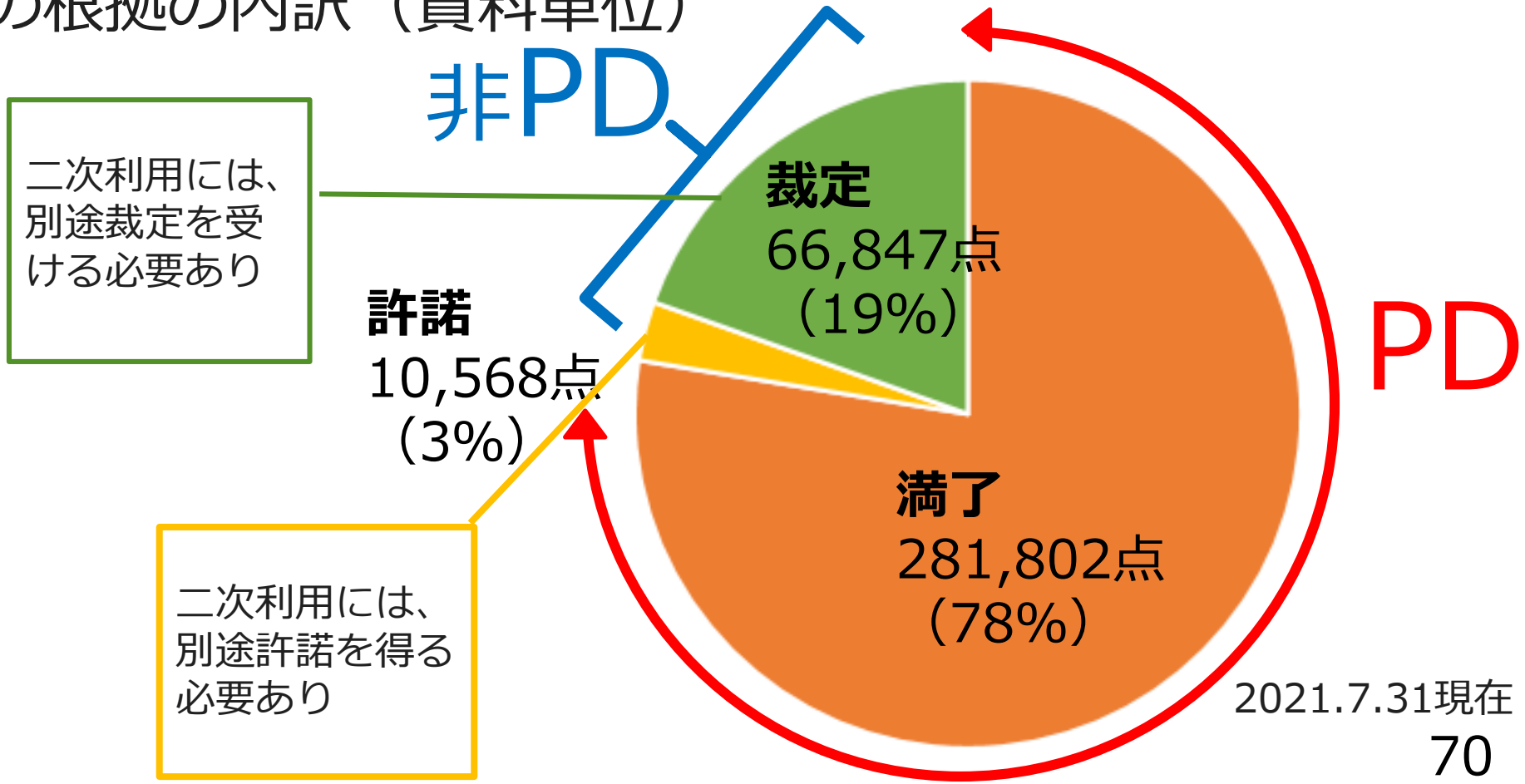


2021.7.31現在

# 5.デジタル化資料の二次利用

# 5.デジタル化資料の二次利用

## 国立国会図書館デジタルコレクション画像の二次利用

- 著作権保護期間を満了している資料
  ⇒申請不要

- 許諾、裁定を受けてインターネット公開中の資料
  ⇒申請が必要
  使用希望箇所について個別に使用の可否を回答

# 5.デジタル化資料の二次利用

転載依頼フォーム

国立国会図書館ウェブサイトからコンテンツの転載（画像、文書、記事、データ等の復刻、翻刻、掲載、放映、展示等）を行う場合は、以下に入力し、送信してください。ただし、「近代日本人の肖像」の肖像画像や「錦絵でたのしむ江戸の名所」の錦絵はじめ当館へのお申込みが不要なコンテンツの転載の際は、本フォームの送信は不要です。

- 回答は電子メールの添付ファイル（PDF）でお送りします。添付ファイルが受信できる電子メールアドレスをご記入ください。
- ご依頼の内容によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

ご依頼者

ご依頼者 [必須]　◯機関　◯個人

1. 転載するコンテンツ

※URLを必ず明記してください。
複数のコンテンツをまとめてお申し込みいただけます。

（例）http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/example
『○○○手帖』3コマ目

https://form.ndl.go.jp/form/pub/ndl1/reproduction_jp

# 5.デジタル化資料の二次利用

**著作者人格権：**

人格的な利益を保護（法第三節第二款）

著作者の死後 （法人の解散後） においても、
原則として、著作者人格権の侵害となるべき
行為をしてはならないこととされている
（法第60条）

# 5.デジタル化資料の二次利用

国立国会図書館ウェブサイトからのコンテンツの転載の表示　https://www.ndl.go.jp/jp/use/reproduction/index.html

3. ご注意とお願い

「当館ウェブサイトのコンテンツを利用して行う一切の行為に関する著作権法上その他の問題については、利用される方においてその責任を負うものとし、当館は何ら責任を負うものではありません。著作権保護期間が満了したコンテンツにつきましても、著作者人格権や、プライバシーその他の人権等にご配慮のうえご利用ください。第三者との間に問題が生じた場合は、利用される方がその責任を負うこととなります。また、当館ウェブサイトからコンテンツを転載する場合は、利用した画面が国立国会図書館ウェブサイトから転載したものであることを明示するよう、ご協力をお願いいたします。」

# 6. 参考情報

# 6. 参考情報

## 著作権法

- 著作権法（e-Gov法令検索）
  https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000048

- 最近の法改正等について（文化庁）
  https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/index.html

# 6. 参考情報

## 著作権全般

- 著作権なるほど質問箱（文化庁）
  https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/

- 大学図書館における著作権問題Ｑ＆Ａ（第9版）
  https://julib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/07/copyrightQA.pdf
  国公私立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会

# 6. 参考情報

## 著作権全般

- 著作権Q＆A（公益社団法人著作権情報センター）
  https://www.cric.or.jp/qa/
  著作権に関して、よくある質問とその回答を紹介。

- 「著作権テレホンガイド」（同上）
  電話：03-5333-0393
  ※受付時間 10：00～12：00　13：00～16：00
  （土日、祝日を除く） https://www.cric.or.jp/counsel/
  専任の著作権相談員が、電話により、
  著作権制度全般に関する質問や、
  著作物の利用に関する相談に応じている。無料。

# 6. 参考情報

## デジタルアーカイブ

- デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン
  http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/guideline.pdf （2017年4月）
  デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会
- 大学図書館におけるデジタルアーカイブの利活用に向けて（2019年6月）
  https://www.janul.jp/sites/default/files/2019-07/sr_dawg_report_201906.pdf
  国立大学図書館協会学術資料整備委員会 デジタルアーカイブWG
- 肖像権ガイドライン（2021年4月）（再掲）
  http://digitalarchivejapan.org/wp-content/uploads/2021/04/Shozokenguideline-20210419.pdf
  デジタルアーカイブ学会

# 6. 参考情報

## 文化庁長官裁定

- 裁定の手引き～権利者が不明な著作物等の利用について～
  2021年4月第9版 文化庁著作権課 （再々掲）
  https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/92929201_01.pdf

- 「文化庁長官の裁定による著作物の利用実践報告:著作権法第67条から第70条の適用による電子化資料の公開」
  菅原光, 高橋菜奈子『大学図書館研究』 93, 27-35, 2011-12
  https://hdl.handle.net/10086/23197

- 文化庁長官裁定制度による明治期地方紙のインターネット公開
  福井県文書館 長野栄俊, 田川雄一
  カレントアウェアネス-E　No.394 2020-07-09
  https://current.ndl.go.jp/e2277

# 6. 参考情報

## 遠隔研修

国立国会図書館トップページ> 関係者の方へ> 図書館員の方へ > 図書館員の研修 > 遠隔研修のページ

- イントロダクション～資料デジタル化研修にあたって～ (21分)
  https://www.ndl.go.jp/jp/library/training/remote/digi_intro_2019.html
- 資料デジタル化の基礎（81分）
  https://www.ndl.go.jp/jp/library/training/remote/digi_basic_2019.html
- デジタル化資料の権利処理と利活用（63分）
  https://www.ndl.go.jp/jp/library/training/remote/digi_copyright_2019.html